

理工学研究科博士前期課程学位論文の審査等に関する取扱内規

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学学位規程（以下「学位規程」という。）及び大分大学大学院理工学研究科規程（以下「研究科規程」という。）第15条第3項の規定に基づき、大分大学大学院理工学研究科博士前期課程（以下「前期課程」という。）における学位論文の審査等に関し必要な事項を定める。

(修士論文の提出)

第2条 修士論文を提出できる者は、1年以上在学し、当該年度に前期課程を修了見込みの者とする。

2 修士論文の審査を受けようとする者は、修士論文1編に学位審査願（様式1）及び修士論文要旨（様式2）を添え、指導教員を経て理工学研究科長（以下「研究科長」という。）に提出するものとする。この場合、参考として他の論文を添付することができる。

3 修士論文は、修了年度の2月末日（9月修了予定の者にあつては8月末日）までに提出しなければならない。

(修士論文審査及び審査委員の選出)

第3条 修士論文の審査は、各分野で選出された博士前期課程研究指導担当教員（M $\oplus$ ）のうちから3人以上（1人は主査とする。）の委員により行う。ただし、やむを得ない事由がある場合は、副査は2人以内に限り博士前期課程授業担当教員（M合）でもよい。

(修士論文の審査及び最終試験)

第4条 修士論文の審査及び最終試験は、審査委員が主査の総括の下に行う。

2 最終試験は、修士論文提出者について口答又は筆答により行う。

(修士論文の審査結果及び最終試験の成績報告)

第5条 審査委員は、修士論文の審査結果及び最終試験の成績について、修士論文及び最終試験結果報告書（様式3）に論文審査要旨（様式4）を、各分野は、修士論文審査最終試験結果一覧（様式5）を、審査終了後速やかに研究科長に報告するものとする。

2 修士論文の審査結果及び最終試験の成績評価は、合格又は不合格とする。

(学位授与の決定)

第6条 研究科長は、前条の報告に基づき研究科委員会を開催し、学位授与の可否を決定するものとする。

(学位授与に係る報告)

第7条 研究科長は、前条の決定があったときは、速やかに学位規程に定める事項を学長に報告しなければならない。

(修士論文及び修士論文要旨の保管)

第8条 修士論文は、審査終了後正本を当該分野で保管し、修士論文要旨は理工学研究科で保管する。

付 記

この内規は、令和7年4月1日から施行する。